

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和6年2月6日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第3号

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和5年鈴鹿市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改正後	改正前
<p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。